

自主的避難等対象区域内所在の大学に原発事故前から進学することが決ま
っており、原発事故前から同大学の部活動に参加するため住民票を移さず
に同区域内で生活し原発事故後に福島県外の実家に避難した高校生について、
直接賠償では住民票がないため支払いを拒否された定額賠償金の賠償が認め
られた事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」
という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株
式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）に
ついて和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばな
いことを相互に確認する。

記

損害項目	(1) 生活費増加費用及び移動費用	400,000円
	(2) 精神的損害	200,000円
期 間	自 平成23年3月11日	
	至 平成23年12月末日	

2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目及び期間についての和解金として、申立人に
対し、金600,000円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

5 清算

申立人と被申立人は、第1項（1）に掲げる損害項目（ただし、同項の期
間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、
当事者間に債権債務のないことを相互に確認する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立
人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人
は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。
平成25年2月4日

（仲介委員 尾野恭史）